

●香川県告示第442号

平成21年香川県告示第99号（ビジターバースとして利用可能な係留施設）の一部を次のように改正し、令和3年12月1日から施行する。

令和3年11月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)	港湾名	港湾施設の種類	名称	所在地	施設延長(m)
多度津港	係留施設	略			多度津港	係留施設	略		
土庄港	〃	略			土庄港	〃	略		
坂手港	〃	略			坂手港	〃	略		
宮浦港	〃	略			宮浦港	〃	略		
<u>直島港</u>	<u>〃</u>	<u>本村2号浮棧橋</u>	<u>香川郡直島町高田浦</u>	<u>25</u>					